

「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ～EZ MT4～」改定の概要

平成 29 年 1 月 11 日付「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ～EZ MT4～」の改定の要旨は下記のとおりです。なお、詳細な変更箇所につきましては、新旧対照表にてご確認ください。

【全体に共通する変更】

- ・ 全体的な字句の修正を行いました。
- ・ 各説明文を拡充・改訂し、より詳細かつ分かりやすい表現へと変更いたしました。

【主な変更箇所】

- ・ 序文の位置を変更し、目次よりも前の位置へ移動いたしました。
- ・ カバー取引先を追加いたしました（序盤の重要事項の項（枠内））。
- ・ 序盤の重要事項の項（枠内）において、記載内容を拡充し、より詳細なものへといたしました。
- ・ 「Chapter 1-2」にて、不要な箇所を削除し、より明確かつ簡便な説明へと変更いたしました。
- ・ 「Chapter 2-1」にて、取引時間に関する説明をより明確なものへと変更いたしました。
- ・ 「Chapter 2-2」の「1. 取引通貨ペア」に、取引対象となる通貨ペアを明記いたしました。
- ・ 「Chapter 2-4」にて、注文方法に関する説明の一部に修正及び記載内容の拡充を行いました。
- ・ 「Chapter 2-4」の「4. 注文の変更・取消し」に、取引時間外には注文の変更及び取消しが不可である旨を明記しました。
- ・ 「Chapter 2-5」の「2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映」に、ペイジー利用時の手数料の例外について追記いたしました。
- ・ 「Chapter 4」にて、資本金の額並びに代表者の氏名及び役職名を更新いたしました。

※各変更箇所の詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ～EZ MT4～」の改定に係る新旧対照表

平成 29 年 1 月 11 日改定

改定後（新）	改定前（旧）
<p>序文（目次の前）</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引（以下「店頭 FX 取引」又は「本取引」といいます。）をされるに当たっては、この店頭外国為替証拠金取引説明書（以下「本説明書」といいます。）及び別途交付する「取引約款」の内容を十分に読んでご理解下さい。</u></p> <p><u>店頭 FX 取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。</u></p> <p>目次</p> <p>重要事項 2</p> <p>店頭外国証拠金取引のリスクについて 3</p> <p>自動売買に関する注意喚起 7</p>	<p>序文（目次の前） （新設）</p> <p>目次</p> <p>重要事項 2</p> <p>店頭外国証拠金取引のリスクについて 3</p> <p>自動売買に関する注意喚起 7</p>

CHAPTER 1. 取引開始までの流れ8 1 取引口座8 2 本人確認及びマイナンバー9 3 ID 及びパスワード.....11 4 取引プラットフォームのダウンロード.....11 CHAPTER 2. 取引概要.....13 1 取引時間・注文受付時間13 2 取引通貨・取引レート・スワップポイント13 3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13 (略)	CHAPTER 1. 取引開始までの流れ 8 1 取引口座..... 8 2 本人確認..... 9 3 ID およびパスワード11 4 取引プラットフォームのダウンロード.....11 CHAPTER 2. 取引概要 13 1 取引時間・注文受付時間13 2 取引通貨13 3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13 (略)
序文（目次の前） <u>本説明書は、EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭 FX 取引について説明します。</u>	序文（目次の後） <u>店頭外国為替証拠金取引（以下「店頭 FX 取引」又は「本取引」といいます。）をされるに当たっては、この店頭外国為替証拠金取引説明書（以下「本説明書」といいます。）及び別途交付する「取引約款」の内容を十分に読んでご理解下さい。</u> <u>店頭 FX 取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。</u>

【店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について】

1. お客様が行う店頭 FX 取引の総取引額（想定元本）は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭 FX 取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、外国為替相場の価格（通貨の価格）がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回るおそれ（元本超過損）があります。お客様の取引による損失が、お客様の預託した証拠金の額を上回り、不足金が発生した場合は、当該不足金を取引口座に差し入れていただく必要があります。
3. お客様が行う店頭 FX 取引において、売買に関する取引手数料は無料です。ただし、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、この価格差がお客様の取引コストとなります。

【店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について】

1. お客様が行う店頭 FX 取引の総取引額は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭 FX 取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、外国為替相場の価格（通貨の価格）がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。お客様の取引による損失が、お客様の預託した証拠金の額を上回り、不足金が発生した場合は、当該不足金を取引口座に差し入れていただく必要があります。
3. お客様が行う店頭 FX 取引において、売買に関する取引手数料は無料です。ただし、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、ある瞬間におけるビッドはアスクよりも低くなります。

<p>4. 外国為替相場の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。</p> <p>5. 取引対象である通貨の金利が変動することにより、金利差調整額であるスワップポイントが変動し、受取りから支払いに転じる場合もあります。</p> <p>6. お客様が行う店頭 FX 取引では、損失額が一定の水準を超えた場合、当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度が設けられていますが、当該制度はお客様の損失の額を一定の範囲に限定することを保証するものではなく、相場状況によっては、お客様の損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。</p> <p>7. お客様が行う店頭 FX 取引は、インターネットを利用した取引であるため、通信障害、システム障害又は異常レートが発生等により、取引不能、約定の取消し又は注文価格から乖離した価格による約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被る可能性があります。</p>	<p>4. 外国為替相場の状況の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。</p> <p>5. 取引対象である通貨の金利が変動することにより、金利差調整額であるスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。</p> <p>6. お客様が行う店頭 FX 取引では、損失額が一定の水準を超えた場合、当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度を設けられていますが、当該制度はお客様資産の一定額を保証するものではなく、相場状況によりお客様の損失の額が、お客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。</p> <p>7. お客様が行う店頭 FX 取引は、インターネットを利用した取引であるため、通信障害、システム障害、異常レート配信等により、取引不能、約定の取消し又は注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。</p>
--	---

<p>8. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリング・オフ）はできません。</p> <p>9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。</p> <p>カバー取引先（主）：<u>WGM Services Limited（金融商品取引業）</u> <u>監督を受けている外国当局：</u> <u>キプロス証券取引委員会</u> <u>（CySEC）</u> <u>登録番号：203/13</u></p> <p>カバー取引先（副）：<u>LMAX Limited（金融商品取引業）</u> <u>監督を受けている外国当局：</u> <u>英国金融行為規制機構（FCA）</u> <u>登録番号：509778</u></p> <p>10. 当社は、<u>金商法第 43 条の 3 及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に基</u></p>	<p>8. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること <u>[金融商品取引法第 37 条の 6（クーリング・オフ）]</u> はできません。</p> <p>9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。</p> <p>カバー取引先：<u>WGM Services Limited（監督を受けている外国当局：キプロス証券取引委員会（CySEC）登録番号：203/13</u></p> <p>10. 当社は、お客様からお預かりした<u>証拠金</u>について、<u>ファースト信託株式会社の顧客区分管理信託口</u>におい</p>
---	--

づき、お客様からお預かりした証拠金を、ファースト信託株式会社の顧客区分管理信託口において当社の固有財産とは区分して管理しております。信託による保全の対象となるのは、お客様より預託された証拠金に、取引による評価損益及び実現損益並びにスワップポイントによる損益を加減した金額（信託必要額）とし、当社はこの金額を毎営業日算出いたします。信託会社に信託された金額が信託必要額を満たさない状態となった場合は、当社は、その日の翌日から起算して2営業日以内に、信託先に対して追加信託を行います。

11. お客様が行う店頭 FX 取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引先、又は当社の主要な取引先金融機関等のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

【店頭外国為替証拠金取引のリスクについて】

店頭 FX 取引は、全てのお客様に無条件に適しているものではなく、

て当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間は係る信託に基づく信託保全の対象となりませんが、その間においては金融庁長官の指定する金融機関において、お客様の証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

11. お客様が行う店頭 FX 取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引相手若しくはお客様の資金の預託先のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

【店頭外国為替証拠金取引のリスクについて】

店頭 FX 取引は全てのお客様に無条件に適しているものではなく、以

以下に掲げるような固有リスクが存在し、かつ、その他にも様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

(価格・指数変動リスク)

店頭 FX 取引は、ハイリスク・ハイリターンの取引であり、元本が保証される取引ではありません。世界中で起こる様々な要因により、取引対象通貨の価格（相場）が変動し、これによりお客様に損失が発生することがあります。また、相場が急激に変動した場合には、お客様は、お預けになった証拠金額以上の損失を被る可能性があります。

(信用リスク)

当社又は当社のカバール先にて、業務又は財産の状況が急激に悪化した場合、証拠金の入出金を含むお客様とのお取引全般が一時停止又は遅延する可能性があります。万が一当社が破綻した場合には、破綻した時点において信託保全されている資産は全て保護され、お客様へ返還されます。しかしながら、信託保全必要額は営業日ごとに算定され、不足が生じた場合は当該算定を行った日から2営業日後に追加信託を行うシステムであるため、算定日における信託保全必要額と信託財産の金額が一致しない場合もあります。したがって、信託保全された額と当日の信託保全必要額の差の部分に関しては信用リスクが存在し、

下に掲げるような固有リスクが存在し、その他様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、および取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

(価格・指数変動リスク)

店頭 FX 価格はハイリスク・ハイリターンの取引であり、元本が保証される取引ではありません。世界中で起こる様々な要因により、対象商品の価格が変動し損失が発生することがあります。相場が急激に変動した場合は、証拠金額以上の損失を被る可能性があります。

(信用リスク)

当社、カバール先といわれる提携金融機関等の業務や財産の状況の悪化等により、証拠金の一部が返還されず、損失を生じる可能性があります。

これによりお客様の証拠金の一部が返還されずに損失となるリスクがあります。

(為替リスク)

決済通貨が日本円でない通貨ペアを取引された場合、決済通貨の円換算に適用される外国為替レートの変動によってお客様の最終的な取引損益は変動します。

(流動性リスク)

原資産の取引市場又はカバー先の提供する流動性の低下に伴い、当社が提供する店頭 FX 取引における流動性が低下することがあります。当社はお客様への取引価格の配信を停止することもあり、配信再開に至るまでの時間帯においては、取引（お客様による注文の発注及び変更並びにポジションの確認、当社にて受注済みの注文の約定、並びに自動ロスカットの執行）の一部又は全部が停止又は遅延するリスクがあります。また、当社が取引価格の配信が停止した場合は、停止前にお客様から受注した指値注文及び逆指値注文、並びに自動ロスカットの執行は、取引再開時のレートを基準として判定及び約定が行われま

す。したがって、価格配信の停止時に相場の急激な変動があった場合、お客様が指定した価格よりも大幅に乖離した価格による約定が発生する可能性もあり、また、お預けになった証拠金を超える額の損失（元本超過損）が生じる恐れもあります。

(為替リスク)

外国為替に関連する商品を取引した場合、新規約定時と決済時に適用される外国為替レートの変動により多大な損失を被るおそれがあります。

(流動性リスク)

流動性の低下に伴い、当社が提示する店頭 FX の流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。また、相場状況やお客様の注文数量、通信環境等によって市場レートと乖離が発生し、約定が遅くなるリスクがあります。

(取引、注文に関するリスク)

本取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、取引価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、市場に大きな影響を及ぼす事件等が週末等の取引時間外に発生した場合は、直近の終値と取引再開後の始値に乖離が発生するリスクが高いため、週末を持ち越す逆指値注文の利用には注意が必要となります。

(相対取引リスク)

本取引は、お客様と当社との相対取引になります。当社がお客様に提示する店頭 FX の価格は、当社のカバー先が生成する価格を基として当社が独自に提示する価格です。そのため、提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）又は他の業者が配信する価格とは同一ではなく、それらと比較して不利な価格にて取引が成立する可能性もあります。

(金利変動リスク)

店頭 FX 取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。二つの通貨間の金利の差に基づき、スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、各国の経済状況や金融政策等を反映し

(取引、注文に関するリスク)

本取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、店頭 FX の価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、週末の重要ニュースなどにより前週終値と今週始値の乖離が発生するリスクが高く、週末をまたぐ逆指値注文の利用には注意が必要となります。

(相対取引にかかるリスク)

本取引は当社との相対取引になります。お客様に提示する店頭 FX の価格は、WGM Services Limited の価格を基に当社が独自に提示する価格です。そのため提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

(金利変動リスク)

店頭 FX 取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。そのためスワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは各国の経済状況や金融政策等を反映しており、日々変動します。

ており、常に予告なく変動します。それに伴い、受払いされる金利が常に一定とは限りません。

(システムリスク)

当社の取引システム（当社のカバー先及び当社のシステムに関する委託先等が提供するシステムを含みます。）又は当社システムとお客様の端末を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しその他の操作が行えない可能性があります。また、取引は正常に行える場合においても、提示レート及び取引プラットフォーム上にて配信される情報の誤り又は遅延が発生し、実勢レートと乖離した価格での約定、又は約定の取消しが行われる可能性があります。これら正常ではない状態における約定等については、当社の判断により対応方法を決めます。

(レバレッジ効果によるリスク)

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）があり、差し入れた証拠金と比べ何倍もの大きな金額（想定元本）の取引が可能となります。そのため、証拠金の額と比較して、わずかな価格の変動により大きな利益を得ることが可能な反面、大きな損失をこうむるリスクがあります。また、お客様がお預けの証拠金を超える額の損失（元本超過損）が発生するリスクもあります。

それに伴い、常に受け払いされる金利が一定とは限りません。

(システム等のリスク)

取引に関連したお客様、当社、カバー先、通信会社等のシステム障害が発生した場合等には、情報配信、注文の発注・執行・訂正・取り消し等が遅延、不可能になる場合があり、不測の損失を被る可能性があります。

(レバレッジ効果によるリスク)

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額の取引が可能となります。そのため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

(スリッページリスク)

スリッページとは、お客様がご利用の端末と当社取引システムとの間の通信時間差及び当社システムにおいてお客様の注文を受注した時点から約定処理を完了するまでに要する時間の差により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

また、注文の発注から約定に至るまでの間に取引停止時間帯（週末を含みます。）がある場合は、取引停止時と取引再開時の価格の乖離により、大きな幅のスリッページが発生するリスクがあります。取引停止時（週末の取引終了時を含みます。）に発注されおり、かつ未約定であった全ての注文（指値、逆指値、及びロスカット執行）は、取引再開時にて、取引再開時点の価格により執行の判定が行われます。したがって、週末その他の取引時間外において相場に影響を与える事象が発生し、週末（又は取引停止時）の終値（クローズ価格）から週初（又は取引再開時）の始値（オープン価格）の間に大きな乖離が発生した場合は、スリッページが予想外に拡大する可能性がありますのでご注意ください。取引種別ごとのスリッページの詳細や各注文の特性については、後述する「Chapter 2-4. 注文」の「1. 注文の種類」をご参照ください。

(スリッページリスク)

スリッページとは、お客様ご利用の端末と当社取引システムとの間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に要する時間により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。特に、重要経済指標発表又はその他政治、経済情勢の影響等、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催、週末の終値（クローズ価格）から週初の始値（オープン価格）の間に乖離が大きい場合、スリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

(オンライン取引に関するリスク)

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、又は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、その他のシステム機器等の故障・障害等により、一時的若しくは一定期間取引ができない又は注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられる ID・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

(ロスカットに伴うリスク)

お客様の有効証拠金（証拠金額に対して未決済建玉による差損益額を加減した額）が必要証拠金額（建玉を維持するのに必要な証拠金額）以下となった時点にて、お客様の建玉（ポジション）は、お客様への事前の通知が行われることなく、自動的かつ強制的に反対売買により決済されます（ロスカット）。しかし、ロスカットは、お客様の必要証拠金の額が確保されること、又はお客様の損失を一定範囲内に限定することを保証するものではなく、相場が急激に変動した場合等は、ロスカット執行の結果によりお客様の預託した証拠金の額を上回る額の損失（元本超過損）が発生するおそれがあります。また、取引時間外である又は相場変動若しくは流動性の枯渇等の事由により、直ちに口

(オンライン取引に関するリスク)

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、もしくは意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的又は一定期間取引ができないもしくは注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられる ID・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

(ロスカットに伴うリスク)

お客様の有効証拠金が必要証拠金以下になった場合、お客様に事前に通知することなく、お客様の取引を強制的に終了させる（ロスカット）ことがあります。また、そのためのルールを設けています。しかし、ロスカットはお客様の必要証拠金の額が確保されることを保証するものではなく、相場が急激に変動した場合は損失額が預託した証拠金の額を上回るおそれがあり、取引時間外等の事由により直ちに反対売買ができない場合、取引開始までの相場変動により損失が拡大する可能性があります。

スカットによる反対売買が執行できない場合もあり、これにより損失が拡大する可能性があります。

Chapter 1-1. 取引口座

お客様が本取引を行うためには、当社に対し取引口座の開設を行っていただく必要があります。取引口座の開設の申し込みは、当社 WEB サイトの口座開設申込フォームから行っていただきます。なお、当社で取引口座を開設するにあたっては、原則として次の条件を満たしていただく必要があります。なお、取引口座開設のお申し込みをいただきましても、当社の審査によりお客様のご希望に添いかねることもございますので、予めご了承ください。

【個人のお客様の場合】

1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「取引約款」、本取引説明書その他の交付書面の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること。
2. 当社が定める基準を満たしていること（原則として、以下に掲げるとおりです。）。
 - ① （略）
 - ② 当社から電子メール又は電話で直接口座開設者ご本人と常

Chapter 1-1. 取引口座

お客様が店頭 FX 取引（以下、「本取引」といいます。）を行うためには、当社に対し取引口座の開設を行っていただく必要があります。取引口座の開設の申し込みは、当社 WEB サイトの口座開設申込フォームから行っていただきます。なお、当社で取引口座を開設するにあたっては、原則として次の条件を満たしていただく必要があります。なお、取引口座開設のお申し込みをいただきましても、当社の審査によりお客様のご希望に添いかねることもございますので、予めご了承ください。

【個人のお客様の場合】

1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「取引約款」及び本取引説明書の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること。
2. 当社が定める基準を原則満たしていること（個人のお客様の場合の主な基準は以下に掲げるとおりです。）。
 - ① （略）
 - ② 当社から電子メールもしくは電話で直接口座開設者ご本人

時連絡をとることができること

- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ 日本国内に居住する満 20 歳以上及び当社の別途定める年齢未満の行為能力を有する個人 (成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。) であること。
- ⑥ (略)
- ⑦ (略)
- ⑧ (略)
- ⑨ (略)
- ⑩ (略)
- ⑪ (略)
- ⑫ 金融商品取引業者等において FX 取引業務に従事する役職員 でないこと

【法人のお客様の場合】

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)

と常時連絡をとることができること

- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ 日本国内に居住する満 20 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人 (成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。) であること。
- ⑥ (略)
- ⑦ (略)
- ⑧ (略)
- ⑨ (略)
- ⑩ (略)
- ⑪ (略)
- ⑫ デリバティブ取引業務に従事する従業員 でないこと

【法人のお客様の場合】

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

※ (削除)

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を総合的に勘案し当社が反社会的勢力又はこれに類するとみなしたものも含まれます。

Chapter 1-2. 本人確認及びマイナンバー

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)の規定につき、当社では、お客様に対し所定の本人確認を行います。お客様は、口座開設に係るお手続き時及び口座開設後に当社が求める際には、所定の本人確認書類をご提出いただく必要がございます。本人確認手続及び必要となる本人確認書類の詳細につきましては、当社 WEB サイトをご参照ください。

併せて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」につき、口座開設のお手続きの際にはお客様のマイナンバー(個人番号又は法人番号)を確認できる書類をご提出いただきます。マイナンバーのご提示に係るお手続きの詳細につきましては、当社 WEB サイトをご参照ください。

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

※利用目的に応じて、複数のお取引口座をお持ちいただけます。尚、当社よりヒアリングをさせて頂く可能性がございます。あらかじめご承知おきください。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものも含まれます。

Chapter 1-2. 本人確認

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に基づき、当社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出して頂いております。ご利用頂けるご本人確認書類は下記の通りです。

(項全体の削除)

(項全体の削除)

Chapter 1-3. ID 及びパスワード

当社では、口座開設のお申込に関する審査を行った後に、法人取引口座の場合は本店所在地及び取引担当者様の本人確認書類に記載の住所の両方へ、個人取引口座の場合は本人確認書類に記載された住所宛に、転送不要指定の簡易書留郵便にて、お客様専用 Web ページ（以下「マイページ」といいます。）の ID、お取引口座の ID 及びパスワードを記載した口座開設通知書を送付いたします。この書類がそれぞれの送付先へ正常に到達した時点において、口座開設手続きが完了します。

【注意事項】

1. 転送不要指定の簡易書留郵便の不着等により本人確認がとれない場合は、取引を開始することができません。取引に必要な ID 等は郵送でのみ通知いたします。
2. ID 及びパスワードを紛失又は失念された場合は、当社カスタマーサポートまでご連絡ください。当社においてお客様ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。なお、パスワードにつきましては、セキュリティ保全の観点から電話等でお知らせ

【個人のお客様の場合】

【法人のお客様の場合】

Chapter 1-3. ID 及びパスワード

ご本人確認及び口座開設審査承認後、法人取引口座の場合は、法人様住所とお取引担当者のご本人確認書類記載の住所宛に、個人取引口座の場合は、ご本人確認書類に記載された住所地に簡易書留・転送不要郵便にて、顧客専用 Web ページ（以下「マイページ」といいます）ID、お取引口座用 ID 及びパスワードを記載した口座開設通知書を送付させていただきます、口座開設手続きが完了します。

【注意事項】

1. 転送不要郵便の不着等によりご本人確認ができない場合は、取引を開始することができません。ID 等は郵送でのみ通知いたします。
2. ID 及びパスワードを紛失若しくは失念された場合は、当社カスタマーサポートまでご連絡ください。当社においてお客様ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。なお、パスワードにつきましては、セキュリティの観点から電話等でお知らせ

することはできませんので、予めご了承ください。

- 当社が発行する各パスワードは初期パスワードとなります。マイページのパスワードは当社ホームページの「マイページ」より、またお取引口座のパスワードは MT4 上にて、お客様ご自身で変更して頂きますようお願いいたします。

Chapter 1-4. 取引プラットフォームのダウンロード

当社の取引プラットフォームである Meta Trader 4 (MT4) を、お客様の PC にインストールしていただきます。インストール及び動作に必要な環境は次のとおりです。

OS	Windows Vista 、 Windows7、 Windows8 ※Windows7 <u>以降</u> を推奨します (Mac OS はサポートしておりません)。
CPU	1GHz 以上 ※2GHz 以上を推奨します
メモリ	512MB 以上 ※1GB 以上 (Vista の場合には 2GB 以上) を推奨します。
<u>(行削除)</u>	<u>(行削除)</u>

することはできませんので、予めご了承ください。

- 当社が発行するパスワードは初期パスワードとなります。マイページのパスワードは当社ホームページの「マイページ」より、またお取引口座のパスワードは MT4 上にて、お客様ご自身で変更して頂きますようお願いいたします。

Chapter 1-4. 取引プラットフォームのダウンロード

当社の取引プラットフォームである Meta Trader 4 (MT4) を、お客様の PC にインストールしていただきます。インストール及び動作に必要な環境は次のとおりです。

OS	Windows Vista 、 Windows7、 Windows8 ※Windows7 <u>以上</u> を推奨します (Mac OS はサポートしておりません)。
CPU	1GHz 以上 ※2GHz 以上を推奨します
メモリ	512MB 以上 ※1GB 以上 (Vista の場合には 2GB 以上) を推奨します。
<u>ブラウザ</u>	<u>Internet Explorer 9、10、11 Chrome、または Firefox10 以上</u>

通信回線	光ファイバーや ADSL などのブロードバンド環境	通信回線	光ファイバーや ADSL などのブロードバンド環境
<p>■ Chapter 2. 取引概要</p>		<p>■ Chapter 2. 取引概要</p>	
<p>Chapter 2-1. 取引時間・注文受付時間</p> <p>1. 取引時間・注文受付時間</p> <p>当社が別途指定する<u>特定日及びメンテナンス時間</u>を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。<u>また、取引時間外においては約定・注文発注・注文変更を行うことができませんのでご注意ください。</u>なお、特定日については当社 WEB サイト等で事前に告知します。</p> <p>(略)</p> <p>2. メンテナンス時間</p> <p>メンテナンスのため<u>毎取引日の</u>、米国標準時間採用時は日本時間午前7:00～7:05、米国夏時間採用時は日本時間午前6:00～6:05の5分間は、取引ができません。<u>この間に約定・発注・注文変更は行われません</u>（口座へのログインは可能です。<u>また、毎週</u></p>		<p>Chapter 2-1. 取引時間・注文受付時間</p> <p>1. 取引時間・注文受付時間</p> <p>当社が別途指定する<u>特定日ならびにメンテナンス時間</u>を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。<u>成り行き注文及び決済注文（選択決済及び一括決済。）は取引時間内に限り受注します。</u><u>その他の注文（指値注文等）はメンテナンス時間</u>を除き、<u>下表の時間帯にてお受けいたします。</u>なお、特定日についてはウェブサイト等で事前に告知します。</p> <p>(略)</p> <p>2. メンテナンス時間</p> <p>メンテナンスのため<u>毎日</u>、米国標準時間採用時は日本時間午前7:00～7:05、米国夏時間採用時は日本時間午前6:00～6:05の5分間は、取引ができません。<u>この間の約定・発注・注文変更は行われません</u>（口座へのログインは可能です）。<u>毎週土曜日の取引</u></p>	

土曜日の取引終了時から月曜日の取引開始時までの間も同じです。)。

Chapter 2-2. 取引通貨・取引レート・スワップ ポイント

1. 取引通貨ペア

取引可能な通貨ペアは、AUD/CAD、AUD/JPY、AUD/USD、CAD/JPY、CHF/JPY、EUR/AUD、EUR/CAD、EUR/CHF、EUR/GBP、EUR/JPY、EUR/NZD、EUR/USD、GBP/AUD、GBP/CAD、GBP/JPY、GBP/USD、NZD/JPY、NZD/USD、USD/CAD、USD/CHF、USD/HKD、USD/JPY、USD/SGD、及び USD/ZAR です。なお、政情の急変その他の理由により、取引通貨ペアが追加・変更・廃止される場合があります、その場合も当社 WEB サイトで告知します。

2. 取引レート

- ① 当社がお客様に提示する取引レートは、当社のカバー先から配信された取引レートを参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引レートです。
- ② 当社はお客様に売値（ビッド）と買値（アスク）を同時に提示しますが、お客様はビッドの取引レートで売り注文を、アスクの取引レートで買い注文をすることが可能です。

終了時から月曜日の取引開始時までの間も同様です。

Chapter 2-2. 取引通貨

1. 取引通貨ペア

取引可能な通貨ペアは、当社 WEB サイトをご覧ください。なお、政情の急変その他の理由により、取引通貨ペアが追加・変更・廃止される場合があります、その場合も当社 WEB サイトで告知します。

2. 取引レート

- ① 当社がお客様に提示する取引レートは、当社のカバー先から配信された取引レートを参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引レートです
- ② 当社はお客様に売値（ビッド）と買値（アスク）を同時に提示しますが、お客様はビッドの取引レートで売り注文を、アスクの取引レートで買い注文をすることが可能です

- ③ ビッドの取引レートとアスクの取引レートには値差（スプレッド）があり、スプレッド分だけアスクの取引レートはビッドの取引レートよりも高くなっています。
- ④ スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります。
- ⑤ スタンダードコース口座とミニコース口座では、スプレッドが異なります。

3. スワップポイントについて

お客様がご自身で保有するポジション（＝未決済取引）を決済しない場合、当社はおお客様のポジションの決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーを行います。外国為替証拠金取引においてロールオーバーの処理を行う場合、取引している各通貨国固有の金利差額を調整する目的でスワップポイントの受払いを行います。スワップポイントについては、次の点にご留意ください。

- ① スワップポイントは各通貨の金利及び取引レートの変動により、日々変動します。
- ② スワップポイントの受払いは、金利情勢により逆転する可能性があります。
- ③ スワップポイントの計算は、繰り延べ（ロールオーバー）を行う日数を基に算出するので、その他の算定条件が同一であ

- ③ ビッドの取引レートとアスクの取引レートには値差（スプレッド）があり、スプレッド分だけアスクの取引レートはビッドの取引レートよりも高くなっています
- ④ スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります

3. スワップポイントについて

お客様がご自身で保有するポジション（＝未決済取引）を決済しない場合、当社はおお客様のポジションの決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーを行います。外国為替取引においてロールオーバーの処理を行う場合、取引している各通貨国固有の金利差額を調整する目的でスワップポイントの受け払いを行います。スワップポイントについては、次の点にご留意ください。

- ① スワップポイントは各通貨の金利及び取引レートの変動により、日々変動します
- ② スワップポイントの受け払いは、金利情勢により逆転する可能性があります
- ③ スワップポイントの計算は、繰り延べ（ロールオーバー）を行う日数を基に算出するので、その他の算定条件が同一であ

ったとしても当該通貨国の休日により変化します。

- ④ スワップポイントの受取額と支払額にはスプレッドがあります。同一通貨ペアの売りと買いのスワップポイントにおいても、対称とはなりません。
- ⑤ 各通貨国固有の金利差が小さい場合、売りポジション、買いポジションともに支払いとなる場合があります。

Chapter 2-3. 証拠金

1. 証拠金に関する用語

名 称	内 容
残高	入出金、実現損益及びスワップポイントの <u>受払い</u> を反映させた、お客様の資金残高
有効証拠金	(略)
必要証拠金	(略)
余剰証拠金	(略)
証拠金維持率	(略)

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください。

2. 必要証拠金の金額

最小取引単位（スタンダード口座は全通貨 1万通貨単位、ミニ口座の場合は全通貨 1,000 通貨単位) の必要証拠金の額は、個人の

ったとしても当該通貨国の休日により変化します

- ④ スワップポイントの受取額と支払額は、同一通貨ペアの場合でも異なります
- ⑤ 各通貨国固有の金利差が小さい場合、売りポジション、買いポジションともに支払いとなる場合があります

Chapter 2-3. 証拠金

1. 証拠金に関する用語

名 称	内 容
残高	入出金、実現損益及びスワップポイントの <u>受け払い</u> を反映させた、お客様の資金残高
有効証拠金	(略)
必要証拠金	(略)
余剰証拠金	(略)
証拠金維持率	(略)

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください

2. 必要証拠金の金額

最小取引単位（スタンダード口座は各通貨とも 1万通貨単位、ミニ口座の場合は各通貨とも 1000 通貨単位) の必要証拠金の額は、

お客様の場合は取引総代金（想定元本）に対し4%以上、法人のお客様の場合は1%以上になる金額です。

- ① 必要証拠金の額は、予告なく変更される場合があります。
- ② 上記の変更により、お客様の資金残高の時価評価額（有効証拠金）がポジションを維持するために必要な金額を満たさない場合、お客様に事前に通知することなく、ロスカットによりポジションが決済されます。

Chapter 2-4. 注文

1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

注文の種類	説明
成行注文	お客様が通貨ペアの別、取引の数量、及び注文の種類（売買の別）のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタイミングで売買する注文であり、当社システムで受付けた（受注）順に執行します。約定は、実際に注文を約定処理する時点において当社が約定に用いる価格（当社がカバー先から配信を受けた価格を基準とする価格であり、お客様へ配信する価格*と同じです。以下「当社基準価格」）

個人のお客様の場合は取引総代金（想定元本）に対し4%以上、法人のお客様の場合は1%以上になる金額で、通貨ペア毎に当社が別途定めます。

- ① 必要証拠金の額は、予告なく変更される場合があります
- ② 上記の変更により、お客様の資金残高の時価評価額（有効証拠金）がポジションを維持するために必要な金額を満たさない場合、お客様に事前に通知することなく、ロスカットによりポジションが決済されます

Chapter 2-4. 注文

1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

注文の種類	説明
成行	お客様が通貨ペアの別、取引の数量、注文の種類（売買の別）のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタイミングで売買する注文で、 <u>注文を当社システムで受付け、受付（受注）順に執行します。</u> 約定価格は、実際に注文を約定処理する時点において、 <u>お客様向けに配信した価格*</u> となります。 *配信価格は、お客様の画面に表示されるまでお客様の端末と当社システムの間通信に伴う時間

<p>にて行われます。となります。</p> <p><u>*お客様への配信価格は、当社システムより配信されてから、お客様の端末にて実際に画面に表示されるまでの間には、通信に伴う時間差が生じます。</u></p> <p>(スリッページについて)</p> <p>お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引画面に表示している価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。この価格差は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴う時間、及び当社システムにおいて約定処理にかかる時間によって生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もございます。</p> <p><u>EZ MT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。</u></p> <p>※ (削除)</p>	<p>差が生じます。</p> <p>(スリッページについて)</p> <p>お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引画面に表示している価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。この価格差は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴う時間、当社システムの約定処理にかかる時間により生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。</p> <p>※当該配信価格にて約定可能な数量が、当該注文</p>
--	--

			<p><u>数量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで約定し、残りは拒否されます。</u></p>
<p>指値注文</p>	<p>買いたい（又は売りたい）価格を指定して注文する方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で約定することを期待する注文。当社システムでは、提示価格（当社基準価格）が指定価格に達した時点で成行注文が発注されます（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点を取りガーとして、成行注文が発注されます。）。</p> <p>※当社の指値注文は、お客様が指定した価格では約定しない場合があります、お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。</p> <p>相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もございますのでご注意ください。</p> <p>※為替相場急変時や、週末終値と週初始値の乖離</p>	<p>指値</p>	<p>買いたい（又は売りたい）価格を指定して注文する方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で約定することを期待する注文。当社システムでは、提示価格が指定価格の範囲に達した時点で成行注文となり、約定します。</p> <p><u>※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値には特にご注意ください。</u></p> <p><u>※スリッページが発生する可能性がありますのでご注意ください</u></p> <p><u>※当該配信価格にて約定可能な数量が、当該注文数量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで約定し、残りは拒否されます。</u></p>

	<p>には特にご注意ください。</p> <p>※EZMT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。</p>		
<p>逆指値注文</p>	<p>指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より低い価格を指定します。逆指値注文は、提示価格（当社基準価格）が指定価格の範囲に達した時点で成行注文が発注されます（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点トリガーとして、成行注文が発注されます。）。したがって、成行注文及び指値注文と同様に、スリッページが生じる場合がございます。</p> <p>※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値には特にご注意ください。</p> <p>※お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。</p> <p>※為替相場急変時や、週末終値と週初始値の乖離には特にご注意ください。</p>	<p>逆指値</p>	<p>指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より低い価格を指定することから、主に損失の拡大を防ぐ目的で行う注文。当社システムでは、提示価格が指定価格の範囲に達した時点で成行注文となり、約定します。</p> <p>※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値には特にご注意ください。</p> <p>※スリッページが発生する可能性がありますのでご注意ください。</p> <p>※当該配信価格にて約定可能な数量が、当該注文数量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで</p>

	<p>※EZMT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。</p>		<p>約定し、残りは拒否されます。</p>
<p>トレイリング・ストップ</p>	<p>逆指値による決済注文において、逆指値の指定価格を価格変動に連動させる基点（利益の値幅）を設定することにより、指定価格が自動的に修正される注文方法です。</p> <p>連動する値幅をポイント（為替レート取引最小単位）によって設定することで、相場の変動（上昇・下落）を追跡して、自動的に決済注文価格が変動します。</p> <p>相場が有利な方向に動いた場合、設定した値幅に従い、決済価格が有利な価格に変更されます。</p> <p>相場が不利な方向に動いた場合、<u>決済価格は変更されず、最後に変更された価格に留まります。</u></p> <p>※ <u>トレイリング・ストップは、保有している未決済建玉において、指定した値幅分を超える利益が出た時点にて初めて発動します。</u>利益の出ているポジションにトレイリング・ストップを設定しても機能しません。</p>	<p>トレイリング・ストップ</p>	<p>逆指値注文に価格変動に追従する値幅を設定することで、逆指値注文価格が自動的に修正される注文方法です。</p> <p>追従する値幅をポイント（為替レート取引最小単位）によって設定することで、相場の変動（上昇・下落）を追跡して、自動的に決済注文価格が変動します。</p> <p>相場が有利な方向に動いた場合、設定した値幅に従い、決済価格が有利な価格に変更されます。</p> <p>相場が不利な方向に動いた場合、<u>変動せず最後に変更された価格に留まります。</u></p> <p>※ <u>約定価格から指定した値幅分の利益が出て初めて発動します。</u>利益の出ているポジションにトレイリング・ストップを設定しても機能しません。</p>

	※ <u>当注文は、MT4 にログインして稼働させている間のみ機能します。つまり、MT4 を稼働させていない間は、レートが変動しても<u>トレーリング・ストップ</u>は発動せず、決済逆指値価格は自動的に修正されません。</u>
OCO 注文	(略)
IF DONE 注文	(略)
IF DONE OCO 注文	(略)
任意数量決済	(略)
ポジション選択決済	(略)

※成行、指値、逆指値等の注文は、お客様の端末において提示されたとおりの価格にて約定することが保証されているものではなく、市場の急変又は約定処理若しくは通信上のタイミングによって、提示価格と約定価格とに差(スリッページ)が生じる場合があります。

2. (略)
3. (略)
4. 注文の変更・取消し

注文の変更・取消しは以下の通りです。

	※ MT4 にログインして稼働させている間のみ機能します。つまり、MT4 を稼働させていない間は、レートが変動しても <u>トレーリング・ストップ</u> は発動せず、決済逆指値価格は自動的に修正されません。
OCO	(略)
IF DONE	(略)
IF DONE OCO	(略)
任意数量決済	(略)
ポジション選択決済	(略)

※成行、指値、逆指値等の注文は、提示されたとおりの価格で約定することが保証されているものではなく、市場の急変又はタイミングによって、提示価格と約定価格とに差(スリッページ)が生じる場合があります。成行、指値、逆指値等の注文を発注する場合には、スリッページの許容幅を設定する機能があります。

2. (略)
3. (略)
4. 注文の変更・取り消し

注文の変更・取り消しは以下の通りです。

- ①約定前の注文（指値注文等）は変更・取消しが可能です。②決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます。
③取引時間外（週末を含みます。）には、注文の変更・取消しを行うことができません。

5. 取引数量について

スタンダード口座

最小取引通貨単位は、全通貨ペア 1 万通貨単位です。なお、注文入力画面では、数量 1.00 ロットは 10 万通貨をあらわしております。したがって、は 1 万通貨を取引する場合は、数量 0.10 ロットと指定する必要がありますのでご注意ください。

ミニ口座

最小取引通貨単位は、全通貨ペア 1,000 通貨単位です。注文入力画面では、数量 1.00 ロットは 10 万通貨をあらわしております。したがって、1,000 通貨を取引する場合は、数量 0.01 ロットと指定する必要がありますのでご注意ください。

6. (略)

7. 取引手数料

取引手数料は、新規・決済ともに無料です。但し、取引価格にはスプレッドがあり、これがお客様の負担することとなる取引コストとなります。

- ①約定前の注文（指値注文等）は変更・取り消しが可能です
②決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます

5. 取引数量について

スタンダード口座

最小取引通貨単位は、各通貨ペア 1 万通貨単位です。注文入力画面では、数量 0.10 ロットが 1 万通貨単位を表します。数量 1.00 ロットは 10 万通貨単位となりますのでご注意ください。

ミニ口座

最小取引通貨単位は、各通貨ペア 1000 通貨単位です。注文入力画面では、数量 0.01 ロットが 1000 通貨単位を表します。数量 1.00 ロットは 10 万通貨単位となりますのでご注意ください。

6. (略)

7. 取引手数料

取引手数料は、新規・決済ともに無料です。

8. 受渡取引について

本取引では、受渡取引（Chapter 5. 「取引用語」をご参照ください。）はできません。差金決済によるお取引となります。建玉は、反対売買による決済により、手仕舞うことができます。

9. 決済に伴う損益の授受

反対売買による決済の結果生じた損益は、下記の計算式により算出し、証拠金から清算されます。

《決済通貨が日本円である通貨ペア》取引通貨数量 × 約定価格差

《決済通貨が日本円ではない通貨ペア》取引通貨数量 × 約定価格差 × 円換算レート

※約定価格差とは、新規建玉時の約定価格と決済約定価格との差ですが、建玉の売買の別により計算方法が異なります。取引に起因する

10. 債務の履行の方法

本取引にて発生したお客様の債務の履行は、必要額を日本円にて当社へ入金する方法に限ります。

Chapter 2-5. 入出金

1. (略)
2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映

Chapter 2-5. 入出金

1. (略)
2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映

お客様による証拠金の預託は、当社指定の金融機関銀行口座へ円貨による送金により行っていただきます。当社指定金融機関口座へ送金された証拠金については、当社指定の金融機関口座において着金を確認され、かつ、当社における事務処理が完了した時点でお客様の取引口座に反映されるため、お客様が送金手続きをされてから取引口座に反映されるまで、一定のタイムラグが生じることにご注意ください。特に、銀行等金融機関による処理の遅延その他の理由により入金の確認が遅延し、その結果ロスカット等が発生した場合につきましても、当社は責任を負いかねますので、余裕をもった資金管理を行っていただきますようお願いいたします。なお、証拠金の入金に係る送金手数料は、お客様のご負担となります。

クイック入金のご利用にあたっては、マイページのご案内に従って手続きください。クイック入金は手数料にてご利用頂けます（但し、一部金融機関においては、お客様と当該金融機関との契約の内容によっては、クイック入金においても送金手数料が発生する場合がございます。詳細につきましては、ご利用の金融機関へお問合せください。）。

3. 出金手続き

出金の依頼は、余剰証拠金の額を上限として、当社 WEB サイトの出金依頼フォームに入力・送信を行う方法により行っていただ

お客様による証拠金の預託は、当社指定の金融機関銀行口座へ円貨による送金により行っていただきます。当社指定金融機関口座へ送金された証拠金については、係る入金を当社指定の金融機関口座において確認が完了した時点でお客様の取引口座に反映されるため、お客様が送金手続きをされてから取引口座に反映されるまで、一定のタイムラグが生じることにご注意ください。特に、銀行等による処理の遅延その他の理由により入金の確認が遅延し、その結果生じたロスカット等につきましては、当社は責任を負いかねますので、余裕をもった資金管理を行っていただきますようお願いいたします。なお、証拠金の入金に係る送金手数料は、お客様のご負担となります。

クイック入金のご利用にあたっては、マイページの案内に従って手続きください。約 380 金融機関を手数料無料（当社負担）にてご利用頂けます。

3. 出金手続き

出金の依頼は、余剰証拠金の額を上限として、当社 WEB サイトの出金依頼フォームに入力・送信を行う方法により行っていただ

きます。当社は、各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼を受けた場合、当該依頼が有った日から起算して 5 営業日以内に、口座開設時、又はマイページにてお客様ご自身で変更されたお客様名義の金融機関口座へ送金する方法により出金いたします。出金に関しては、以下にご留意ください。

- ① 出金依頼は、必ず出金依頼フォームにより行ってください。
- ② 出金手続きは、原則 1 日 1 回を限度とします。
- ③ (略)
- ④ 各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼された場合、原則として同時刻を過ぎると金額変更や取り消しができなくなります。
- ⑤ 出金に係る送金手数料は、当社が負担します。

Chapter 2-6. ロスカット

(1) 値洗いについて

本取引では、リアルタイムにて、お客様の取引口座における未決済ポジションの値洗い(時価評価)を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッドの取引レートで、売りポジションに対してはアスクの取引レートで評価します。

(2) ロスカットについて

上記の値洗いの結果、余剰証拠金が 0 (ゼロ) 以下になった場合

きます。当社は、各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼を受けた場合、当該依頼が有った日から起算して 5 営業日以内に、口座開設時、またはマイページにてお客様ご自身で変更されたお客様名義の金融機関口座へ送金する方法により出金いたします。出金に関しては、以下にご留意ください。

- ① 出金依頼は、必ず出金依頼フォームにより行ってください
- ② 出金手続きは、原則 1 日 1 回を限度とします
- ③ (略)
- ④ 各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼された場合、原則として同時刻を過ぎると金額変更や取り消しができなくなります
- ⑤ 出金に係る送金手数料は、当社が負担します

Chapter 2-6. ロスカット

(1) 値洗いについて

本取引では、リアルタイムにお客様の取引口座における未決済ポジションの値洗い(時価評価)を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッドの取引レートで、売りポジションに対してはアスクの取引レートで評価します。

(2) ロスカットについて

上記の値洗いの結果、余剰証拠金が 0 (ゼロ) 以下になった場合、

(有効証拠金の額が必要証拠金の額以下となった状態であり、証拠金維持率が100%以下になった場合)、お客様の未決済ポジションが、評価損の大きいポジションから順に、証拠金維持率が100%を上回るまで、成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された取引証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

- ① ロスカットは、お客様への事前の通知無く行われます。
- ② 事前の通知が無く必要証拠金の額が変更され、ロスカットとなる場合があります。
- ③ ロスカットによる強制決済は、ロスカットライン（証拠金維持率100%）に達した時点で成行にて反対売買されるため、流動性の極端な低下によりロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります。
- ④ ロスカットによって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要がございます。

Chapter 2-8. 取引に関する書面

本取引では、取引に関する書面（契約締結時の交付書面、取引残

お客様の未決済ポジションが、評価損の大きいポジションから順に、余剰証拠金が0（ゼロ）を上回るまで、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された取引証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

- ① ロスカットは、お客様への事前の通知無く行われます
- ② 事前の通知が無く必要証拠金の額が変更され、ロスカットとなる場合があります
- ③ ロスカットによる強制決済は、成行注文と同様に処理されるため、流動性の極端な低下によりロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります

Chapter 2-8. 取引に関する書面

本取引では、取引に関する書面（契約締結時の書面、取引残高報

高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法の定めにより交付すべき書面を含みます。)は、当社の提供する取引プラットフォーム又はWEBサイトを利用した電磁的方法(レポート)により随時交付することとし、郵送等による紙媒体での交付は行いません。お客様におかれましては、電磁的方法により交付される各書面の内容をよくご確認いただき、万が一記載内容に疑義や相違が生じた場合は、速やかに当社にご照会ください。

Chapter 2-9. 取引口座の維持等

本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。お客様からの取引口座の閉鎖のお申し出につきましては、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールにより当社宛にご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。

Chapter 2-10. 税金について

告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法の定めにより交付すべき書面を含みます。)は、当社の提供する取引プラットフォームを利用した電磁的方法(レポート)により随時交付することとし、郵送等による紙媒体での交付は行いません。お客様におかれましては、電磁的方法により交付される各書面の内容をよくご確認いただき、万が一記載内容に疑義や相違が生じた場合は、速やかに当社にご照会ください。

Chapter 2-9. 取引口座の維持等

本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。お客様からのお申し出による取引口座の閉鎖は、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールで当社にご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。

Chapter 2-10. 税金について

個人が行った店頭 FX 取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭 FX 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭 FX 取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

Chapter 2-12. 資産の保全

当社は、お客様からお預かりしている資産をファースト信託株式会社において、当社の固有財産と区分し、信託財産として管理

個人が行った店頭 FX 取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭 FX 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭 FX 取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

Chapter 2-12. 資産の保全

当社は、お客様からお預かりしている資産をファースト信託株式会社において、当社の固有財産と区分し、信託財産として管理

しています。当社の信用状態が悪化し、支払い不能の状態となった場合には、ファースト信託株式会社から受益者代理人へ直近の信託額算出時点での信託財産が返還され、お客様に帰属する区分管理必要額に応じて按分された金額が、受益者代理人を通してお客様に返還されます。ただし信託による管理は、取引自体の元本を保証するものではなく、ファースト信託株式会社は資産の管理のみを行い、お客様の資産の返還を保証するものではありません。また、区分管理必要額は営業日ごとに算定していますが、当該算定を行った日から2営業日後に差替えを行うため、算定日における区分管理必要額と信託財産の金額は一致しません。当社では、算定日から差替え日までの間のお客様の資産は、金融庁長官の指定する金融機関において当社の固有財産とは区分して管理しております。

Chapter 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為

当社は金融商品取引法による規制対象商品である店頭 FX 取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭 FX 取引を行い、若しくは一般顧客のために店頭 FX 取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う行為をいいます。以下同じです。）に関して、下記の禁止行為を遵守します。

（以下、略）

■ Chapter 4. 会社概要

しています。当社の信用状態が悪化し、支払い不能の状態となった場合には、ファースト信託株式会社から受益者代理人へ直近の信託額算出時点での信託財産が返還され、お客様に帰属する分別管理必要額に応じて按分された金額が、受益者代理人を通してお客様に返還されます。ただし信託による管理は、取引自体の元本を保証するものではなく、ファースト信託株式会社は資産の管理のみを行い、お客様の資産の返還を保証するものではありません。また、分別管理必要額は営業日ごとに算定していますが、当該算定を行った日から2営業日後に差替えを行うため、算定日における分別管理必要額と信託財産の金額は一致しません。当社では、算定日から差替え日までの間のお客様の資産は、金融庁長官の指定する金融機関において当社の固有財産とは区分して管理しております。

Chapter 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為

当社は金融商品取引法による規制対象商品である店頭 FX 取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭 FX 取引を行い、又は一般顧客のために店頭 FX 取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為をいいます。以下同じ。）に関して、下記の禁止行為を遵守します。

（以下、略）

■ Chapter 4. 会社概要

当社の概要について

【資本金】

5億150万円（平成28年9月26日現在）

【代表者】

代表取締役会長兼社長 ヨアブ ケイダー

制定 平成28年9月12日

平成29年1月23日 一部改定

当社の概要について

【資本金】

4億9000万円（平成28年8月3日現在）

【代表者】

代表取締役社長 デビッド アレン

制定 平成28年8月3日